

## セディナCFカード会員規約(要旨)

### 1. (本人会員・家族会員)

本人会員は、家族会員のカード利用分についても支払いの責任を負います。

### 2. (カードの貸与)

カードは会員(本人会員と家族会員とを総称して「会員」という)のみが使用できるもので、第三者にカードを貸与・譲渡・質入れ・担保提供することはできません。

### 3. (有効期限)

カードの有効期限はカードに表示し、会員より退会の申し出がなく、会社が引き続き会員として認める方を更新します。

### 4. (暗証番号)

会社は会員が指定した暗証番号を登録します。会員が特に指定しない場合、又は会社が不相当と判断した場合、会社所定の方法により暗証番号を登録します。暗証番号は第三者に知られないよう注意してください。

### 5. (年会費)

年会費は、別途カード送付時に通知の金額を毎年所定月の約定支払日にお支払いいただき、理由の如何を問わず、返金いたしません。

### 6. (利用可能枠)

利用可能枠は、家族会員の利用分を含む会社が定めた金額とします。また、会社は「翌月1回払い以外のカードショッピング利用」について利用可能枠を別途定めます。

### 7. (退会・カードの利用停止及び会員資格の喪失)

会員(本項においては入会申込者を含む)が次のいずれかに該当した場合、会社は入会を謝絶し、又は何らの通知・催告をすることなく、カードの利用を停止させること、又は会員資格を喪失させることができます。

(1)13. に掲げる事由に該当したとき

(2)会員が現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードショッピングの利用枠を利用したとき

(3)その他後日送付するカード会員規約(退会・カード利用停止及び会員資格の喪失)に定める事由に該当するとき

## 8. (支払方法・支払日)

(1)利用代金(カードショッピングの場合、割賦販売法における「現金価格」をいう。以下同じ)・借入金及び手数料(カードショッピングの場合、「包括信用購入あっせんの手数料」をいう。以下同じ)・利息、その他本規約に基づく本人会員の会社に対する一切の支払債務は本人会員があらかじめ指定した預貯金口座から口座振替の方法によりお支払いいただきます。ただし、会社が適当と認める場合は、会社の指定口座への振込等、会社が別途指定する方法でお支払いいただきます。

(2)(1)の支払債務は、カード送付時に通知する約定支払日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日。以下同じ)に、次の通り(ただし、ボーナス一括払い・ボーナス2回払いの場合を除く)お支払いいただきます。なお、事務処理の都合上、また、加盟店の事情により第1回目の支払日が翌々月以降になる場合もあります。

[1]約定支払日が6日の場合、毎月10日に締切り、締切日の翌月から毎月6日にお支払いいただきます。

[2]約定支払日が26日の場合、毎月末日に締切り、締切日の翌月から毎月26日にお支払いいただきます。

(3)本人会員の都合により口座振替ができない場合、会社は金融機関に再振替の依頼をすることがあります。

## 9. (カードショッピングのお支払方法)

(1)カードショッピングの利用額の支払方法は次のとおりです。

[1]日本国内における加盟店での利用の場合、会員は、一括払い・2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い・均等分割払い・ボーナス併用分割払い・リボルビング払いのうちからカード利用時に指定していただきます。ただし、加盟店及び商品・サービスにより上記支払方法の一部が利用できない場合、また後記(2)に定める支払回数・支払期間・手数料・支払月が異なる場合があります。

[2]日本国外の加盟店での利用の場合、会員は一括払い・リボルビング払いのうちから入会申込の際に指定(ただし、会員より指定がない場合はリボルビング払い)していただきます。なお、会社が別に定める日までに変更の申し出をし、会社が認めた場合、支払方法の変更ができます。

(2)カードショッピングの利用額の手数料は次のとおりです。

[1]一括払い・2回払い：手数料はいただきません(実質年率0.00%)。2回払いの場合、支払期間は2ヵ月とします。

[2]ボーナス一括払い：手数料はいただきません(実質年率0.00%)。なお、支払月は原則としてカード利用日に応じて、冬期1月・夏期8月となります。支払期間は、1ヵ月から13ヵ月とします。

[3]ボーナス2回払い：原則として1回目の支払時に利用代金の2分の1を、2回目の

支払時に利用代金の2分の1と手数料の全額を、指定月(冬期1月・夏期8月)にお支払いいただくものとし、利用代金に端数が発生する場合には、初回の支払月に算入し支払うものとします。なお、利用代金 100 円当たりの手数料の額は 3.0 円(実質年率 3.43%~10.29%)とし、支払期間は、6ヵ月から 14 ヵ月とします。

<具体的算定例>

利用代金	100,000 円の場合
利用代金(A)	100,000 円
手数料(B)	100,000 円 × (3.0 円 ÷ 100 円) = 3,000 円
支払総額(A+B)	100,000 円 + 3,000 円 = 103,000 円
分割支払額	(初回)50,000 円 (2 回目)53,000 円

[4]均等分割払い

支払回数・支払期間・実質年率・手数料は下表に基づき、お支払いいただく支払総額は利用代金に手数料を加算した額となります。なお、分割支払額の算出方法は分割支払額単位を 100 円とし、支払回数2回目以降の下2桁の端数は初回に加算します。ただし、[4]のなお書以降において会社が認めた場合は、分割支払額単位を 1 円とします。

支払回数(回)	3	5	6
支払期間(ヵ月)	3	5	6
実質年率(%)	12.20	13.51	13.86
利用代金	100 円		
あたりの			
手数料の額(円)	2.04	3.40	4.08

支払回数(回)	10	12	15
支払期間(ヵ月)	10	12	15
実質年率(%)	14.57	14.73	14.87
利用代金	100 円		
あたりの			
手数料の額(円)	6.80	8.16	10.20

支払回数(回)	18	20	24
支払期間(ヵ月)	18	20	24

実質年率(%)14.93 14.95 14.96

利用代金 100 円

あたりの

手数料の額(円)12.24 13.60 16.32

(例) 利用代金 100,000 円 10 回払い(頭金なし)の場合

手数料 100,000 円 × (6.8 円 / 100 円) = 6,800 円

支払総額 100,000 円 + 6,800 円 = 106,800 円

#### [5]ボーナス併用分割払い

ボーナス併用分割払いの支払総額は、利用代金に均等分割払いの手数料を加算した金額となります。ボーナス支払月は冬期1月・夏期8月(ただし、一部加盟店において会員が指定する場合を除く)とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。ボーナス加算額合計は利用代金の50%相当額とし、ボーナス併用回数で均等分割(ただし、ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします)し、その金額を毎月の均等分割額に加算した額となります。また、理由の如何を問わず、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合は、ボーナス併用分割払いを指定しなかったものとして取り扱います。なお、ボーナス併用分割払いの実質年率は、均等分割払いの実質年率と異なる場合があります。

#### [6]リボルビング払い(残高スライド方式)

支払額(割賦販売法における「弁済金」をいう。以下同じ)は、毎月の締切日におけるリボルビング払い利用残高に応じ、下表に定める金額となります。その支払額には当該利用残高に対する1.25%(実質年率15.00%)の手数料を含みます。また、当該利用残高に手数料を加算した額が最低支払額未満になった場合はその債務全額を、当該利用残高が会社所定の可能枠を超過した場合はその超過額全額、又は会社の定める金額と毎月の約定支払額を合算した額をお支払いいただきます。

利用残高	毎月の支払額
200,000 円以下	10,000 円
200,001 円以上	
400,000 円以下	20,000 円
400,001 円以上	
600,000 円以下	30,000 円
600,001 円以上	
800,000 円以下	40,000 円

800,001 円以上            50,000 円

(例) 利用残高 100,000 円の場合

毎月の支払額        10,000 円

手数料充当額         $100,000 \text{ 円} \times 15.00\% / 12 \text{ ヲ月} = 1,250 \text{ 円}$

利用代金充当額     $10,000 \text{ 円} - 1,250 \text{ 円} = 8,750 \text{ 円}$

#### 10. (キャッシングサービスの支払方法・利息)

支払方法・利息は次の通り。なお、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払う場合は、残元金と支払方法に応じた実質年率の割合による一括支払日までの利息をお支払いいただきます。

[1]一括払い: 利用日の翌日から支払日までを年 18.00% で日割り計算(1 年を 365 日、閏年は 366 日とします。以下同じ)した金額を利息とします。

[2]リボルビング払い: 前回支払日の翌日(初回は利用日)から支払日までを年 18.00% で日割り計算した利息を含み、締切日における利用残高に応じた下表に定める金額をお支払いいただきます。

利用残高	毎月の支払額
200,000 円以下	10,000 円
200,001 円以上	
400,000 円以下	20,000 円
400,001 円以上	
600,000 円以下	30,000 円
600,001 円以上	
800,000 円以下	40,000 円
800,001 円以上	50,000 円

\* 支払期間・支払回数は、一括払いは1ヵ月・1回、リボルビング払いは、利用残高及び支払方式に応じ、お支払元金と利息を完済するまでの支払期間・支払回数となります。なお、リボルビング払いのご利用可能枠内で繰り返し借り入れる場合には、利用残高が変動するため、支払期間・支払回数も変更となります。

(例) 利用額 100,000 円でお支払額 10,000 円の元利定額方式リボルビング払いの場合は、12 ヲ月・12 回

#### 11. (収入証明等について)

会社は、会員に対し、そのキャッシングサービス利用状況により会社が必要と認めた場合には、会員の支払能力調査のために、直近の源泉徴収票等の収入を証明する書類の提出を求めること、又は収入の聞き取り調査等ができ、会員はこれに応じるものとします。

#### 12. (料率等の変更)

料率は金融情勢等により変動する場合があります。また、遅延損害金の料率を除き、会社が手数料率の変更通知をした場合は、カード会員規約の「規約の変更」条項にかかわらず、通知前の取引については従前の手数料率が適用され、通知後の取引については変更後の手数料率が適用されます。

#### 13. (期限の利益喪失)

ショッピングのお支払いを遅滞し、会社から書面で20日以上の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内にお支払いがないとき、キャッシングサービスや割賦販売法の適用外のお支払いについては1回でも遅滞されたとき、その他後日送付するカード会員規約(期限の利益の喪失)に定める事由に該当するときは、未払債務の全額を一括してお支払いいただきます。

#### 14. (期限の利益を喪失したときの遅延損害金)

カードショッピングの場合、年14.60%を乗じた額。ただし、約定支払期間が2ヵ月を超える支払方法による利用分(リボルビング払いを除く)は、分割支払額合計の残金全額に対し商事法定利率を乗じた額を超えない額。キャッシングサービスの場合、未払債務(残元金分)に対し、年20.00%を乗じた額。

#### 15. (支払停止の抗弁)

商品の引き渡しが行われないとき、商品に破損・故障があったときは、支払を停止できる場合があります。加盟店と交渉されても問題解決されなかった場合は、速やかに会社へご連絡ください。

#### 16. (カードの紛失・盗難)

カードの紛失・盗難にあった場合は、直ちに会社へ連絡のうえ、最寄りの警察署へお届けください。損害は、会社が別に定めるカード会員保障制度により補填されます。ただし、会員に故意又は重大な過失があったり、会員の家族等の関係者によって使用されたり、カード会員規約に違反している場合は、会員が全ての損害を負担することとなります。

#### 17. (住民票の取得・利用)

会社は、本申込及び入会後のカード取引に係る与信判断及びカード取引の管理のために、会社が必要と認めた場合に会員の住民票を取得し、利用することがあります。また、住民票取得に際し、入会申込書の写し・会社の債権状況を証する資料・その他交付条件とされた資料を行政機関に提出することがあります。

#### 18. (規約の変更)

カード会員規約を変更する場合は、変更事項を通知します。変更事項を通知した後にカードを利用した場合、変更事項を承諾したものとみなします。

#### 19. (反社会的勢力の排除)

(1)会員(本条においては入会申込者を含む)は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

[1]暴力団 [2]暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者 [3]暴力団準構成員 [4]暴力団関係企業 [5]総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等 [6]前各号の共生者 [7]その他前各号に準ずる者

(2)会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

[1]暴力的な要求行為 [2]法的な責任を超えた不当な要求行為 [3]取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 [4]風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為 [5]その他前各号に準ずる行為

#### 20. (取引目的の申告)

本人会員は、入会に際してクレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約(以下「カードショッピング契約」といいます)及び金銭の貸付けを内容とする契約(以下「キャッシングサービス契約」といいます)の取引目的を申告します。なお、一方の契約に係る取引目的のみ申告がなされ、他方の契約に係る取引目的について申告がない場合には、取引目的は同一とします(他方の契約締結の希望がない場合はこの限りではありません)。また、入会後にキャッシングサービス契約の締結をする場合には、特段の申告がない限り、入会の際のカードショッピング契約の取引目的と同一とします。

## セディナETCカード利用規約

### 第1条(用語の定義)

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

1. 「ETCカード」とは、道路事業者が運営するETCシステムにおいて利用される通行料金支払いのための専用ICカードをいいます。
2. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第2条第1項に基づく公告または公示を行った地方道路公社、または都道府県若しくは市町村である道路管理者)をいいます。
3. 「ETCシステム」とは、道路事業者所定の料金所においてETC利用者がETCカード及び車載器、並びに道路事業者の路側システムを利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。
4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行うための装置をいいます。
5. 「路側システム」とは道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、ETC利用者の車載器と無線により必要情報を授受する装置をいいます。
6. 「会員」とは、カード会員規約(以下「会員規約」といいます。)に定めた株式会社セディナ(以下「会社」といいます。)が入会を認めた本人会員並びに家族会員を、または法人会員並びにその使用者をいいます。

### 第2条(名称)

会社が発行するETCカードの名称はセディナETCカード(以下「本カード」といいます。)とします。

### 第3条(本カードの発行)

1. 会社は、セディナETCカード利用規約(以下「本規約」といいます。)を承認のうえ本カードの発行を申込みた会員で、会社が適当と認めた会員に対して、本カードを会員規約に定めるカード(以下「原カード」といいます。)に付帯して発行し、会員に貸与します。なお、会員は本カード受領後直ちに本カードの署名欄に自署するものとします。
2. 会員は、道路事業者が定めるETC利用可能道路において、本カードを利用することで、原カードによる決済サービスを受けることができます。



#### 第4条(本カードの管理)

1. 本カードの所有権は会社に属し、会員には原カード同様善良な管理者の注意をもって使用保管していただきます。
2. 本カードはカード表面に会員名が印字され、所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが利用でき、他人に貸与・譲渡・担保に提供預託するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。
3. 前項に違反して本カードが第三者に使用された場合、そのカード使用に起因して生ずる一切の債務については、本規約並びに会員規約を適用し、全て会員がその責任を負うものとします。
4. 本カードの有効期限は、会社が指定するものとし、本カードの券面に表示した月の末日までとします。なお、本カードの有効期限が到来する場合、会社は引き続き適当と認めた会員の方に、有効期限を更新した本カードを送付します。

#### 第5条(年会費)

1. 会員は、原カードの会員規約に定める年会費とは別に、会社が定める方法、期日に所定の本カード年会費を支払うものとします。
2. すでにお支払い済みの本カードの年会費は、脱会または会員資格の取消となった場合、その他理由の如何を問わず返却いたしません。

#### 第6条(脱会)

1. 会員は本カードを脱会する場合、会社所定の脱会手続きを行うとともに、本カードを直ちに返却するものとします。なお、原カードを脱会すると、当然に本カードは脱会となります。
2. 原カードの会員規約により、本人会員または、法人会員が原カードを脱会すると、家族会員またはその使用者の原カードも脱会となりますので、家族会員またはその使用者に貸与している本カードは脱会となります。

#### 第7条(利用方法)

1. 会員は本カードを車載器に挿入し、車載器と路側システム間で必要情報を無線通信することにより、通行料金の支払いを行うことができるものとします。なお、入口と出口で、同一の車載器に同一の本カードを挿入し利用しなければなりません。
2. 会員は、会社が認めた場合及び道路事業者所定のETCマークのある料金所において、本カードを提示することにより、通行料金の支払いを行うことができるものとします。

#### 第8条(利用料金決済)

1. 本カードのご利用代金の支払方法は、一括払いとします。
2. 会員は、本カードご利用代金を原カードと同様会員規約に基づき、原カードのご利用代金と合算して支払うものとします。なお、本カード専用の利用明細書は発行いたしません。
3. 会社からのご利用代金のご請求は、道路事業者の請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者の請求データについて疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、会社への支払い義務は免れないものとします。

#### 第9条(新規発行手数料)

本カードの新規発行の際、会員は会社所定の手数料を支払うものとします。

#### 第10条(再発行手数料)

本カードの再発行は、会社が認めた場合に行います。なお、この場合、会員は会社所定の手数料を支払うものとします。

#### 第11条(本カードの利用・貸与の停止など)

会員が、本規約並びに会員規約に違反した場合や本カードまたは原カードの利用状況が適当でないと会社が認めた場合、原カードの有効期限が更新されない場合、会社は、会員に通知することなく本カードまたは原カードもしくは両カードの利用・貸与の停止、返却など会員規約に定める措置をとるものとします。

#### 第12条(本カードの紛失・盗難および損害の補填)

会員が、本カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合は、直ちに電話などにより会社へ連絡のうえ最寄りの警察に届け、かつ会社所定の喪失届を提出するものとします。また、本カードの紛失・盗難の場合の支払いの責任は、原カードのカード会員保障制度規約によるものとします。

#### 第13条(会社の免責)

会社は、本カードのご利用代金の決済に関する事項を除きETCシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責任を負わないものとします。

#### 第14条(利用規程の遵守)

会員は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程並びに車載器業者が定める取扱い方法を遵守し、本カードを利用するものとします。

## 第15条(準用規程)

本規約に定められていない事項については、会員規約によるものとします。

### 【お問い合わせ・相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約・カードサービスについてのお問い合わせ・ご相談及び支払停止の抗弁に関する書面については下記までお尋ねください。  
株式会社セディナ アンサーセンター  
フリーダイヤル 0120-086-315 携帯電話からのご利用は TEL 052-300-1515  
〔営業時間 9:30～17:00 1月1日休〕\* 電話番号はお間違いのないようおかけください。

### 【貸金・キャッシングに関する苦情・相談受付窓口】

日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター  
東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号 電話 0570-051-051

株式会社セディナ  
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 23 番 20 号 〒460-8670  
登録番号／東海財務局長(11)第 00166 号